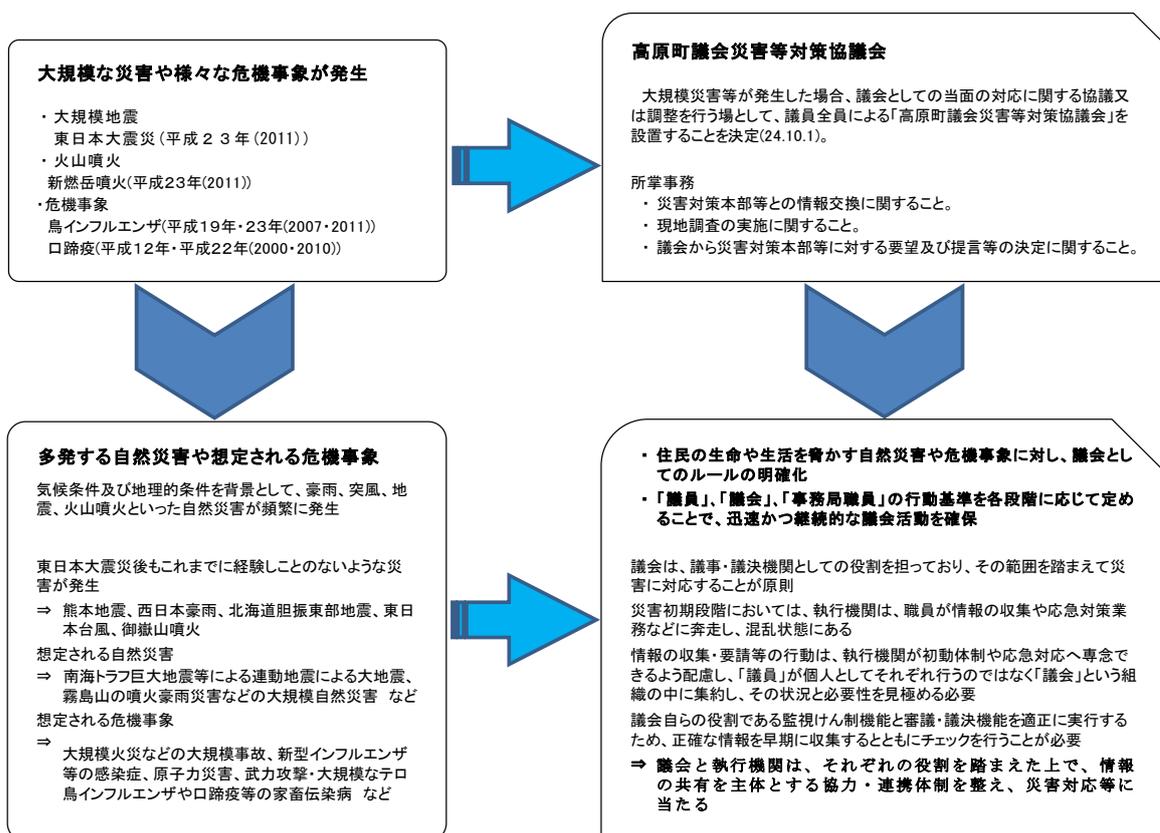


高原町議会災害対応マニュアル(業務継続計画) ポイント

本町において、地震や台風などの風水害、火山噴火等の自然災害並びに大規模火災などの大規模事故、新型インフルエンザ等の感染症、原子力災害、武力攻撃・大規模なテロの発生などの危機事象が発生した場合の議会としての体制や議会・議員・事務局の役割を定めました。

背景



概要

1 目的

議会として自然災害や大規模事故のほか、危機事象が発生した時においても、迅速、的確な行動が組織として対応できるよう、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員等の役割を定める。

2 対象とする自然災害、大規模事故、危機事象

地震や風水害、火山噴火等の自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、新型インフルエンザ等の感染症、原子力災害、武力攻撃・大規模なテロ等で、町に災害対策本部(国民保護対策本部又は感染症対策本部を含む。以下「対策本部」という。)が設置された場合であって、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがある災害や事象等(以下「災害等」という。)を対象とする。

3 対応組織

町に対策本部が設置された場合であって、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるときは、町議会に「議会災害等対策会議(以下「対策会議」という。)」を設置

し、町の対策本部と密接な連絡体制をとり、町と一体となって災害対応に当たる。

4 議会・議員等の役割

(1) 議会の役割

- ① 災害等が発生したときは、対策会議を設置し、対策本部が迅速かつ適切な災害等の対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- ② 対策本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、対策会議は、議員から提供された地域の被災状況の情報を対策本部に提供する。また、対策本部からの災害等の情報は対策会議を通じて議員に伝達する。
- ③ 地域の被災状況や被災者等の意見・要望等を踏まえ、対策会議で調整を行い対策本部に対して提案、提言、要望等を行う。また、対策本部と連携・協力し、国・県に対して、要望等を行う。
- ④ 復旧・復興に向け、必要な条例や予算等を速やかに審議する。また、住民の意見、要望等を踏まえ、町が行う復旧・復興活動が迅速に進むよう、議会として提言・提案機能を有効に発揮していく。

(2) 議長の役割

災害対策会議を設置し、各議員から伝達された地域の被災状況や要望等の情報を集約し、災害対策会議を通じて対策本部に伝達するなど災害対応にかかる業務を統括する。

(3) 議員の役割

地域の自治会活動や自主防災組織の活動に協力・支援するほか、対策本部が、応急対策活動を迅速に行えるよう、地域の被災状況や被災者の要望等の情報を、必要に応じて対策会議に伝達する。

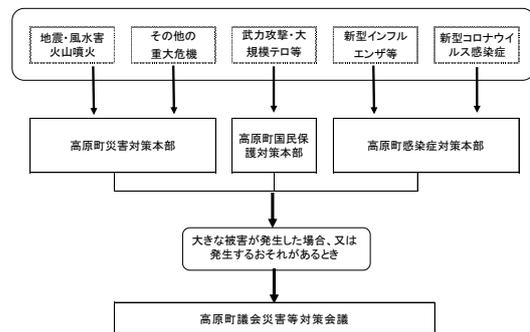
(4) 議会事務局の役割

対策本部（町に災害警戒本部又は災害情報連絡本部が設置された場合を含む。）が設置された場合、通常業務に優先して、情報の収集に努めるほか対策本部等との連携を確保し、議員への情報提供をはじめ、議会・議員が速やかに災害対応の業務について十分な責務が果たせるよう、議会活動に向けてのサポートに努める。

高原町議会災害等対策会議組織図

構成員	全議員
役職	座長…議長 副座長…副議長
任務	(ア) 議員が把握した被災情報等の集約及び対策本部への提供 (イ) 対策本部から入手した災害等情報の議員への伝達 (ウ) 対策本部からの依頼事項への対応 (エ) 対策本部への提案、提言及び要望等の調整 (オ) 国や県などの関係機関等に対する要望活動の調整 (カ) 本会議、委員会又は全員協議会の開催準備等の調整を含め、議会機能回復に向けた対応協議 (キ) その他、議長が災害対応に必要と認める事項

高原町議会災害等対策会議設置のイメージ



※ 町の災害警戒対策本部又は災害情報連絡本部が設置された場合には、議会事務局から全議員へメール等で情報提供する。
その後、被害等の拡大などにより、災害対策本部等が設置され、大きな被害が発生した場合、又は発生するおそれがあるときは、上記の表のとおり対策会議を設置する。